

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八百津町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岐阜県八百津町長

公表日

令和7年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 (1)被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請に対する応答 (2)被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 (3)介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 (4)要介護・要支援認定、要介護・要支援更新認定、要介護・要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、申請に係る審査 (5)介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、申請に係る審査 (6)居宅介護サービス費等の額の特例、介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、申請に係る審査 (7)保険料滞納者に係る支払方法の変更 (8)保険給付の支払の一時差止め (9)保険料の賦課・徴収 なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	介護保険システム、口座システム、収納消込システム、滞納整理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険システムファイル、口座システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項目のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課、健康福祉課
②所属長の役職名	町民課長、健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住記ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策に特に力を入れる。	
9. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報の含まれる資料等は庁外に持ち出さず、USBメモリは事前に許可されたもののみ使用して情報のやり取りを行う。 ・不要文書を廃棄する際、特定個人情報が含まれている場合は別途まとめて破棄をする。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策に特に力を入れている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月16日	担当部署 所属長	後藤光弘	山田一夫	事後	
平成29年11月1日	評価実施期間における担当部署②所属長	健康福祉課長 市岡盛彦	健康福祉課長 藤本清久	事後	
平成29年11月1日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の係数か	平成26年12月31日 時点	平成29年11月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	評価実施期間における担当部署②所属長	健康福祉課長 藤本清久	健康福祉課長	事後	
平成31年3月1日	評価実施期間における担当部署②所属長	町民課長 山田一夫	町民課長	事後	
平成31年3月1日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の係数か	平成29年11月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	Ⅳ リスク対策	なし	項目追加	事後	
令和2年7月1日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和3年7月1日	Ⅰ 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、6、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、109、117、120 【情報照会】項番93、94	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、5、6、7、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120 【情報照会】項番93、94	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	
令和4年7月1日	Ⅰ 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、5、6、7、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120 【情報照会】項番93、94	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120 【情報照会】項番93、94	事後	
令和4年7月1日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和5年7月1日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和6年11月27日	Ⅰ 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番68	番号法第9条第1項、別表の100の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120 【情報照会】項番93、94	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項目のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項	事後	
令和6年11月27日	IIしきい値判断項目内いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年11月15日 時点	事後	
令和6年11月27日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	なし	項目追加	事後	
令和6年11月27日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	なし	項目追加	事後	
令和6年11月27日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	文中「番号法別表第二」	文中「番号法第19条第8号に基づく主務省令」	事後	